

令和 2 年度処遇改善の取り組みについて

1 取得要件について

(1) キャリアパス要件

福祉・介護職員処遇改善加算を取得するためには、キャリアパスについて既定の要件を満たす必要があります。当法人で実施しているものについては以下の通りです。

要件Ⅰ	職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
	職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。
	就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。
要件Ⅱ	福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、職員は技術・知識・能力の向上に努める。 </div>
	目標実現のための具体的な取り組み内容について ①法人職員に対して、毎月 1 回の全体研修を実施。 ②自法人での勤務歴や職務、役職に応じて階層別に研修を実施。 ③介護福祉士資格取得希望者に対して、研修担当職員が随時取得支援を行う。
要件Ⅲ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。
	具体的な仕組みの内容について ①経験に応じて昇給する仕組み ②資格等に応じて昇給仕組み

(2) 職場環境等要件

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員特定処遇改善加算を取得するにあたり規定の取得要件があります。それらの要件のうち、加算取得と並行して当法人で取り組んでいるものについては以下の通りです。

資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指すものに対する実務者研修受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保等）を行っている。
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動を図っている。
労働環境・処遇の改善	新入職員の早期離職防止のためのエルダー制度を導入している。
	ICT 活用による業務省力化を図っている。
	福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のためのリフト等の介護機器等を導入している。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善を行っている。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化を図っている。
	定期的な健康診断受診による健康管理面における配慮、職員休憩室を設置している。
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮を行っている。
	職員の増員による業務負担の軽減を行っている。

1 令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算について

賃金改善方法については以下の通りです。

配分期間	令和2年6月1日～令和3年5月31日
対象職員	生活支援員、世話人の職種に就く職員 合計361名
配分月額	24,650円※法定福利費を差し引いた額を支給
清算時期	令和3年5月末（余剰金があった際に一時金として支給）

2 令和2年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

具体的な配分方法については以下の通りです、

配分期間	令和2年6月1日から令和3年5月31日	
対象職員	昨年（1～12月）の年収（賞与・給与・処遇改善手当等を含む）が440万円を超えない正職員。また、管理職手当を受給していないこと	
	対象者条件	配分金額
A 経験・技能 のある障害 福祉人材	資格を取得して10年以上の実務経験のある福祉・介護職員	月額63,000円
	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士を有する者又はサービス管理責任者である正職員	
	2020年4月1日時点で在籍している正職員であること	
	対象職員が法人内に複数いる場合は、配分方法の条件、趣旨を勘案して総合的に判断する	
B 他の障害 福祉人材	資格がある福祉・介護職員又はサービス管理責任者のうち常勤職員である者	月額21,200円
	2020年4月1日時点で在籍している正職員であること	
C その他の 職種	現行加算の対象外である事務職員、栄養士、調理主任である正職員	月額10,400円
	年間見込額が440万円を超えないこと	
	2020年4月1日時点で在籍している正職員であること	
配分時期	令和3年5月末（余剰金があった際に一時金として支給）	

報 告 書 類

- ① 障害福祉サービス等処遇改善計画書（令和2年度）
- ② 福祉・介護職員処遇改善実績報告書（令和元年度）
- ③ 福祉・介護職員特定処遇改善実績報告書（令和元年度）

(4) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 福祉・介護職員処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) 対象職員361名へ毎月の給与支給時に24,650円を処遇改善手当として支給する。ただし、実際の支給する額は、それぞれの法定福利費分を差し引いた額とする。尚、賃金改善実施期間の期末時(2021年5月末)において、余剰金が発生した場合は一時金として支給する。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 24 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある障害福祉人材の考え方	①2020年4月1日時点で在籍している正職員を対象とする。 ②介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかを有する者又はサービス管理責任者のうち、資格取得後の経験実績が10年以上(系列法人、他法人勤務含む。)ある正職員とする。 ③昨年1月から12月の特定処遇改善支給前の年収額(賞与・給与・特定処遇改善手当以外の手当を含む。)が440万円を超えている職員、管理職手当を受給している職員は対象外とする。 ④特定処遇改善支給後の年間見込額が440万円を超える額とする。 ⑤対象職員が法人内に複数いる場合は、対象職員の中から配分方法の条件、趣旨を勘案して総合的に判断する。(R2年度は1名とする。)
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の障害福祉人材 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 ((A)にチェック(✓)がない場合その理由)
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) 特定処遇改善加算の額を次のとおりとする。 ●経験・技能のある障害福祉人材 月額 53,000円(対象職員1名) ●他の障害福祉人材 月額 21,200円(対象職員106名) ●その他の職種 月額 10,400円(対象職員17名) 但し、実際の支給する額はそれぞれの法定福利費分を差し引いた額とする。尚、賃金改善実施期間の期末時(2021年5月末)において、余剰金が発生した場合は一時金として支給する。 ①2020年4月1日時点で在籍している職員を対象とする。 ②他の障害福祉人材の考え方:介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士を有する者又はサービス管理責任者のうち常勤職員とする。 ③その他の職種:事務職員、栄養士、調理主任である正職員を対象とする。但し、年間見込額が440万円を超える場合は対象外とする。 ④共通して、前年1月から12月の年収(賞与・給与・処遇改善手当含む)が440万円を超えている職員、管理職手当を受給している職員は対象外とする。 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 2 年 10 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ハ 各障害福祉サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

「(1)④Ⅱ(エ)」、「(2)④Ⅱ(エ)」又は「(3)⑤Ⅱ(エ)」の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	サービス管理責任者は処遇改善支給対象者としていないため、法人より同額を支給し賃金改善を行っている。

3 キャリアパス要件について〈処遇改善加算〉

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
	イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ① 法人職員に対して、毎月1回の全体研修を実施。 自法人での勤務歴や職務、役職に応じて階層別に研修を実施。</p> <p>資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 介護福祉士資格取得希望者に対して、研修担当職員が随時取得支援を行う。</p>
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<p><input checked="" type="checkbox"/> ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>
ロ イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、全体で必ず1つ以上にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】

平成20年10月から現在までに実施した事項について、必ず全てにチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。 ※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

分類	内容
資質の向上	<input checked="" type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する略歴吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
	<input checked="" type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る)
	<input type="checkbox"/> その他:
労働環境・処遇の改善	<input checked="" type="checkbox"/> 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
	<input checked="" type="checkbox"/> ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	<input type="checkbox"/> 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
	<input checked="" type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
	<input type="checkbox"/> その他:
その他	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
	<input type="checkbox"/> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)
	<input checked="" type="checkbox"/> 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	<input type="checkbox"/> 非正規職員から正規職員への転換
	<input type="checkbox"/> 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の増員による業務負担の軽減
	<input type="checkbox"/> その他:

5 見える化要件について<特定加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	<input type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載	<input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> その他(サイボウズの掲示板にて全職員へ向けて通知する。)	<input type="checkbox"/> 予定

6 届出に係る根拠資料について<共通>

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算並びに福祉・介護職員処遇改善特別加算の請求に関して不正があった場合は、介護給付費等の返還や事業所の指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 2 年 4 月 15 日

法人名 社会福祉法人ゆきわり会

代表者 職名 理事長

氏名 関 良



(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(特定加算も併せて計画する場合)

① 算定する処遇改善加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 2 年度処遇改善加算の見込額	106,753,836	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ることを)	106,783,800	円
i) 処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額) (経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の総額)	845,932,756	円
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	739,148,956	円
(ア)前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額	864,663,723	円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	118,293,000	円
(ウ)前年度の特定加算の総額(その他の職種(C)に支給された額を除く)	7,221,767	円
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 2 年 6 月 ~ 令和 3 年 5 月	

【記入上の注意】

- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び④ i) (ア)の「前年度の経験・技能のある障害福祉人材(A)と他の障害福祉人材(B)の賃金の総額」について、処遇改善加算における賃金改善対象職種はこれまでと変更は無いが、特定加算との兼ね合いにより便宜的に「経験・技能のある障害福祉人材(A)」と「他の障害福祉人材(B)」の賃金同士で比較するものとする。
- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ④ i)の「処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算を取得し実施される賃金の改善見込み額は含まないこと。
- ④ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。ただし、特定加算の加算額については、その他の職種(C)に支給された額を除くこと。
- ④ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 処遇改善加算の取得状況	※①、③ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
③ 特定加算の算定対象月				
④ 令和 2 年度特定加算の見込額(g)			29,836,656 円	
⑤ 賃金改善の見込額(i-ii)	(右欄の額は④欄の額を上回ること)		29,844,000 円	
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)			233,014,526 円	
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)			203,170,526 円	
(ア)前年度の賃金の総額			332,569,048 円	
(イ)前年度の処遇改善加算の総額			118,293,000 円	
(ウ)前年度の特定加算の総額			7,986,140 円	
(エ)前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額			3,119,382 円	
⑥ 平均賃金改善額	経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	3,249,074 円	244,915,802 円	43,256,166 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	12.0 人	1,021.7 人	188.0 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	1.0 人	106.0 人	17.0 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	270,756 円	239,714 円	230,086 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 (29,836,656 円)	2,486,388 円 (29,836,656 円)		
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円 (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円 (#DIV/0! 円)	
	<input type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円 (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円 (#DIV/0! 円)	
	<input checked="" type="radio"/> 上記以外の方法で実施 (29,844,000 円)	63,000 円 (756,000 円)	21,200 円 (26,966,400 円)	10,400 円 (2,121,600 円)
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 1 人(見込)				
(「月額平均8万円の賃金改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()				
⑦ 賃金改善実施期間(k)	令和 2 年 6 月 ~ 令和 3 年 5 月 (12 か月)			

【記入上の注意】

- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑤ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。
- (2)⑤ ii) (イ)の「前年度の処遇改善加算の総額」及び(ウ)の「前年度の特定加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑤ ii) (エ)の「前年度の各障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算並びに特別加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(4)ハ 障害福祉サービス事業者等の独自の賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。
- (2)⑥ i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- (2)⑥ iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(令和元年度)

都道府県知事
市町村長

殿

①	算定した加算の区分	・福祉・介護職員処遇改善加算 (I II III IV) ・福祉・介護職員処遇改善特別加算
②	賃金改善実施期間	令和元年6月～令和2年5月
③	令和元年度分福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額	113,634,930円
④	賃金改善所要額(i-ii)	113,644,992円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	828,056,944円
	ii) 加算を算定しない場合(元々の賃金水準)の賃金総額	714,411,952円
加算 I の上乗せ相当分を用いて計算する場合		
⑤	平成 年度分福祉・介護職員処遇改善加算総額(加算 I)と加算(II)の比較	円
⑥	賃金改善所要額(iii-iv)	円
	i) 加算(I)の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	円
	ii) 従来の加算(I)を取得した場合の前年度の賃金総額	円
⑦	②の期間において実施した賃金改善の概要(改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること)	対象職員へ、毎月30,900円を処遇改善手当として支給しました。又、令和2年5月末に処遇改善手当を清算し差額を支給致しました。[1,790円×3,529月(在籍月分)] ※実際の支給額は法定福利費を差し引いた額としています。
⑧	福祉・介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	3,473
⑨	福祉・介護職員一人当たり賃金改善月額(④÷⑧又は⑥÷⑧)	32,722円
⑩	福祉・介護職員に支給した賃金額(②の期間の総額)	828,056,944円
⑪	福祉・介護職員一人当たり賃金月額(⑩÷⑧)	238,427円

- ※ 計画において加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、実績においても加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ③又は⑤については、別紙様式5(添付書類1)により内訳を添付すること。
- ※ ⑩については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができるものとする。
- ※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定にあたっては、福祉・介護職員に加え、賃金改善を行ったその他の職種についても含めて記載すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和2年6月30日 (法人名) 社会福祉法人ゆきわり会

(代表者名) 理事長 関 良



福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書(令和元年度)

都道府県知事
市町村長 殿

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号																				
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイブクシホウジンユキワリカイ 社会福祉法人ゆきわり会																			
主たる事務所の所在地	〒038-0042	都・道 府・県 青森市大字新城字平岡56-1																			
	電話番号	017-787-3121	FAX番号	017-787-3122																	
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙一覧表による																	提供するサービス	別紙一覧表による	
	〒	都・道 府・県 別紙一覧表による																			
事業所の所在地	電話番号																		FAX番号		
	複数の事業所ごとに一括して提出する場合における一括して提出する事業所数 (7) 事業所 ※この場合、事業所等情報については、「別紙一覧表による」と記載すること。																				

①	算定した加算の区分	福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (I II 区分なし)																			
②	賃金改善実施期間	令和元年10月～令和2年3月																			
③	令和元年度分福祉・介護職員等特定処遇改善加算総額																		15,849,200円		
④	賃金改善所要額 (i - ii)																		15,881,900円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額																		326,599,360円		
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額																		310,717,460円		
⑤	経験・技能のある障害福祉人材 (①) における平均賃金改善額 ((iii - iv) / v)																		421,800円・	1人	
	iii) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額																		4038,627円		
	iv) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額																		3616,827円		
	v) 当該事業所における経験・技能のある障害福祉人材の人数																		1人		
	【そのうち、月額8万円の改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者																			1人】	
⑥	他の障害福祉人材 (②) における平均賃金改善額 ((vi - vii) / viii)																		156,177円・	91人	
	vi) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額																		275,561,671円		
	vii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額																		261,349,571円		
	viii) 当該事業所における他の障害福祉人材の人数																		91人		
⑦	その他の職種 (③) 平均賃金改善額 ((ix - x) / xi)																		78,000円・	16人	
	ix) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額																		46,999,062円		
	x) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額																		45,751,062円		
	xi) 当該事業所におけるその他の職種の人数																		16人		
【そのうち、改善後の賃金が最も高額となった者の賃金																			4,287,979円】		
⑧	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。なお①の「経験・技能のある障害福祉人材」の基準設定の考え方については必ず記載すること。	各対象職員へ毎月、①は68,000円、②は24,200円、③は11,200円を特定処遇手当として支給しました。又、令和2年5月末に特定処遇改善手当を清算し、差額を支給しました。(①②2,300円×在籍月分、③1,800円×在籍月分) ※法定福利費を引いた額を支給。①の基準設定は、資格取得後10年以上の経験実績がある者で毎月68,000円から法定福利費を差し引いた額を支給し、支給後の年間の見込賃金が440万円を超える額としました。																			

- ※ ④ i) については、求められた場合に積算の根拠となる資料を提出できるようにしておくこと(任意の様式で可。)
- ※ ④については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ④が③を上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乘せする必要があるので留意すること。
- ※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類1：都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表（指定権者ごと）
 - ・添付書類2：各都道府県内の指定権者（当該都道府県を含む。）の一覧表（都道府県ごと）
 - ・添付書類3：計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉サービス等事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

令和 2 年 6 月 30 日

(法 人 名) 社会福祉法人ゆきわり会

(代表者名) 理事長 関 良

